

(案)

業 務 請 負 契 約 書

1. 業務名、予定人数、単価、請負予定金額及び業務内容

業 務 名	令和7年度 下北森林管理署一般定期健康診断
予 定 人 数	別表のとおり
単 価	別表のとおり
請 負 予 定 金 額	<u>請負予定金額 金</u> 円也 (うち取引にかかる消費税及び地方消費税額) (<u>金</u> 円也)
業 務 内 容	別表のとおり

(注) 「取引にかかる消費税及び地方消費税」は、「消費税法」第28条第1項及び第29条、「地方税法」第72号の82及び第73条の83の規定により算出したもので請負金額に110分の10を乗じて得た金額である。

2. 請負期間

自 令和 7 年 月 日 (契約締結日翌日)
至 令和 8 年 1 月 3 0 日

3. 契約保証金

免除

4. 特約事項

別紙1のとおり

上記の業務について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した「健康診断契約約款」によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

【発注者】

青森県むつ市金曲一丁目4番6号
分任支出負担行為担当官
下北森林管理署長 成田 敏

【請負者】

別表

1. 物件名 令和7年度 下北森林管理署一般定期健康診断

2. 検査項目 下記検査項目のとおり

検 査 項 目	予定人数 (人)	単価 (税抜)	金額 (税抜)
1. 診察料			
身体測定 (身長・体重・BMI等)	44		
視力検査	44		
血圧測定	44		
聴力検査	44		
腹囲	35		
2. 尿検査	44		
3. 心電図検査	44		
4. 血液・肝機能検査 ①LDLコレステロール ②HDLコレステロール ③中性脂肪 ④貧血 (血色素量及び赤血球数) ⑤尿酸 (UA) ⑥肝機能 (血液中クレアチニン) ⑦血糖 (HbA1c) ⑧脾機能 ⑨白血球数 ⑩GOT ⑪GPT ⑫γ-GTP	44		
⑬腫瘍マーカー (CEA) ※40歳以上の男性	25		
⑭腫瘍マーカー (PSA) ※50歳以上の男性	14		
5. 胃がん検診	35		
6. 大腸がん検診	35		
7. 肺がん検診 (胸部X線間接撮影及び読影)	44		
8. 喀痰細胞診	13		
9. 眼底眼圧検査	32		
10. 転記料	44		
小 計			
消費税			
合 計			

「暴力団排除に関する特約条項」

第 1 条（属性要件に基づく契約解除）

甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第 2 条（行為要件に基づく契約解除）

甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第 3 条（表明確約）

- 1 乙は、第 1 条の各号及び第 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）

を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

第4条（再請負契約等に関する契約解除）

- 1 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第5条（損害賠償）

- 1 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第6条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。